

都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 東京都

このたび、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線（以下、補助76号線といいます。）のうち未着手となっている隅切り（※）につきまして、都市計画区域を縮小する都市計画変更素案を作成しました。

補助76号線は音羽一丁目から豊島区目白一丁目、新宿区下落合三丁目を経由して、練馬区関町北四丁目（西東京市境）に至る延長約15,240mの道路です。このうち、本線部が完成しており隅切り部のみが未完成となっている箇所を対象に、必要性の検証を行ったところ、当該隅切りについては、必要性が低いことが確認されたため、計画の変更（現道合わせ）を行う箇所としました。

なお、今回の変更により新たな用地買収や工事は発生せず、現在の道路形状は変わりません。

※隅切り：

隅切りとは、道路が同一平面で交差又は接続する場合に、自動車、歩行者、自転車等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、快適な道路空間を形成するための空間です。



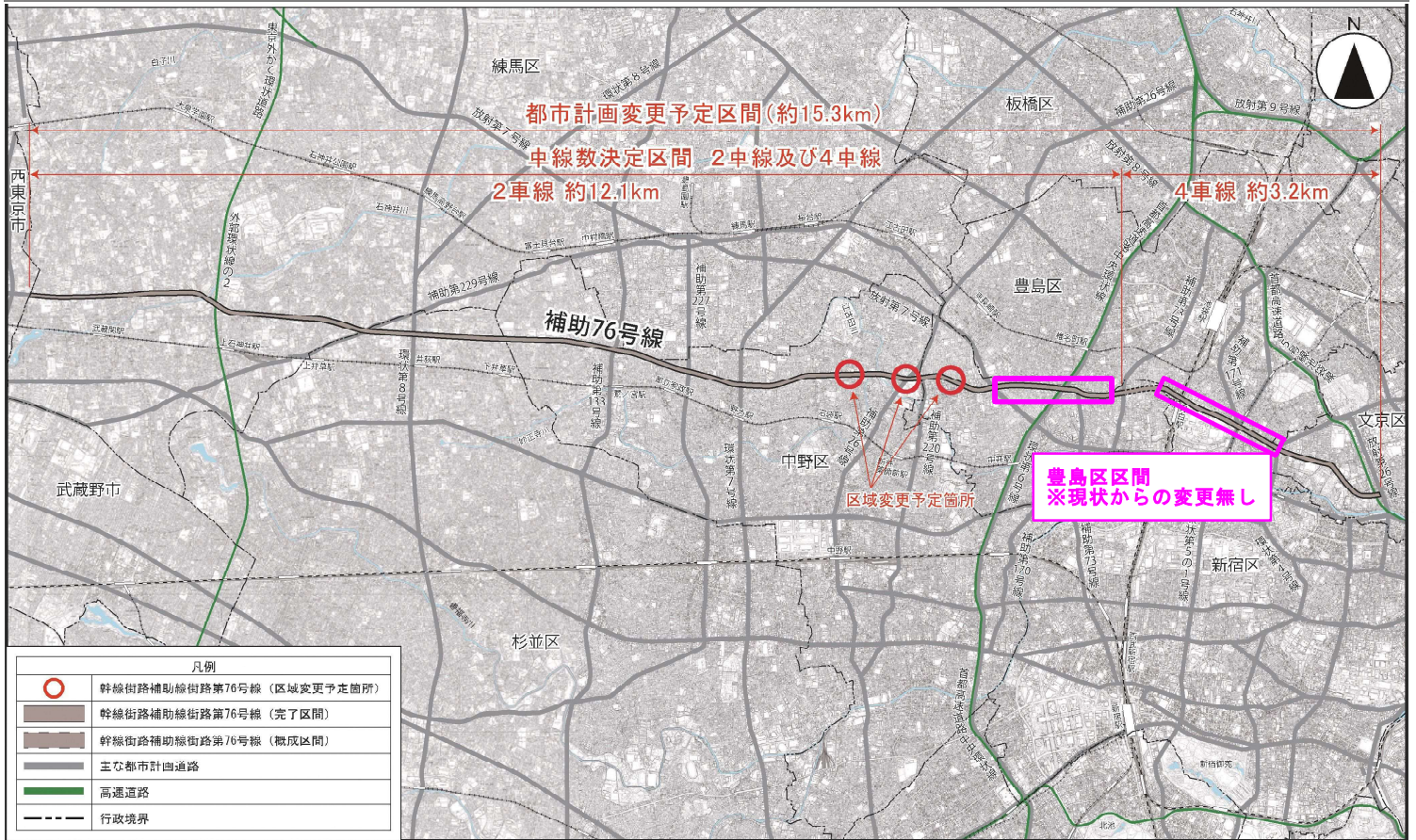
図 隅切りのイメージ

都市計画変更の概要

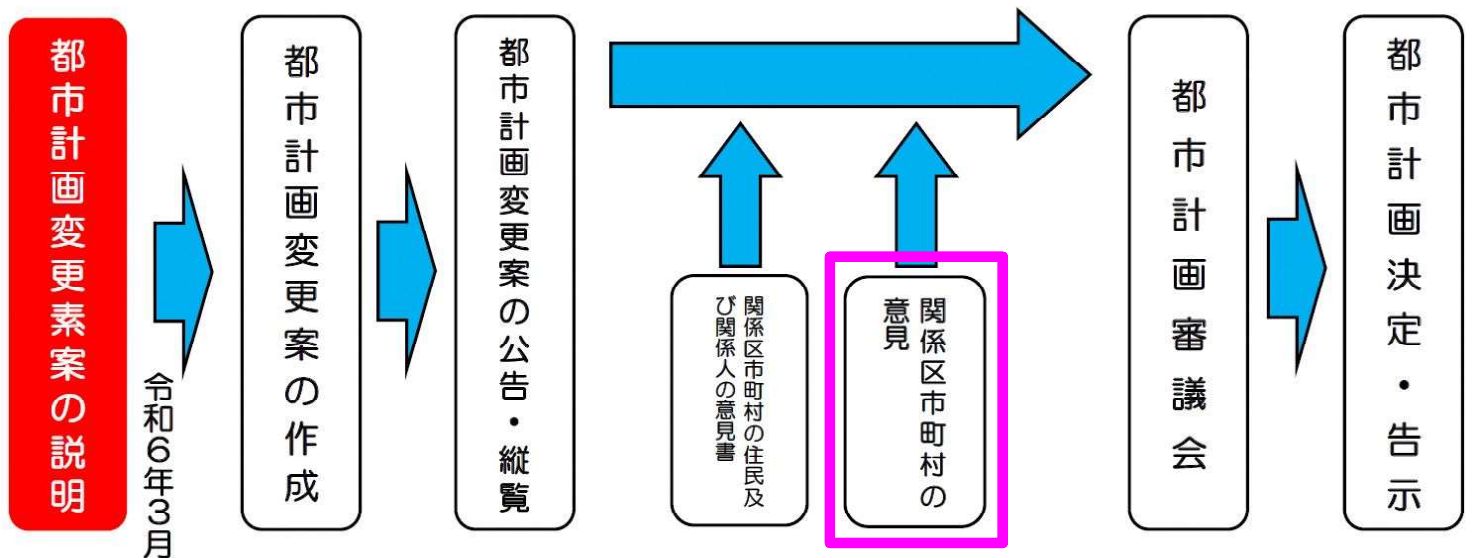
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線については、必要な隅切り長を満たしている交差点について、一部区域等の変更を行います。また、全線にわたり車線数を2車線及び4車線に定めます。

都市計画道路名	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線
変更予定箇所	新宿区西落合一丁目地内、西落合二丁目地内、西落合三丁目地内、中野区松が丘二丁目地内、江古田二丁目地内、沼袋二丁目地内及び江古田四丁目地内
変更内容	一部区域の変更（隅切りの縮小）
延長の変更	15,240m → 15,290m
車線数の決定	2車線、4車線

位置図



都市計画変更の手続の流れ



問合せ先

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 電話03（5388）3379
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第二本庁舎11階南側